

令和 5年度

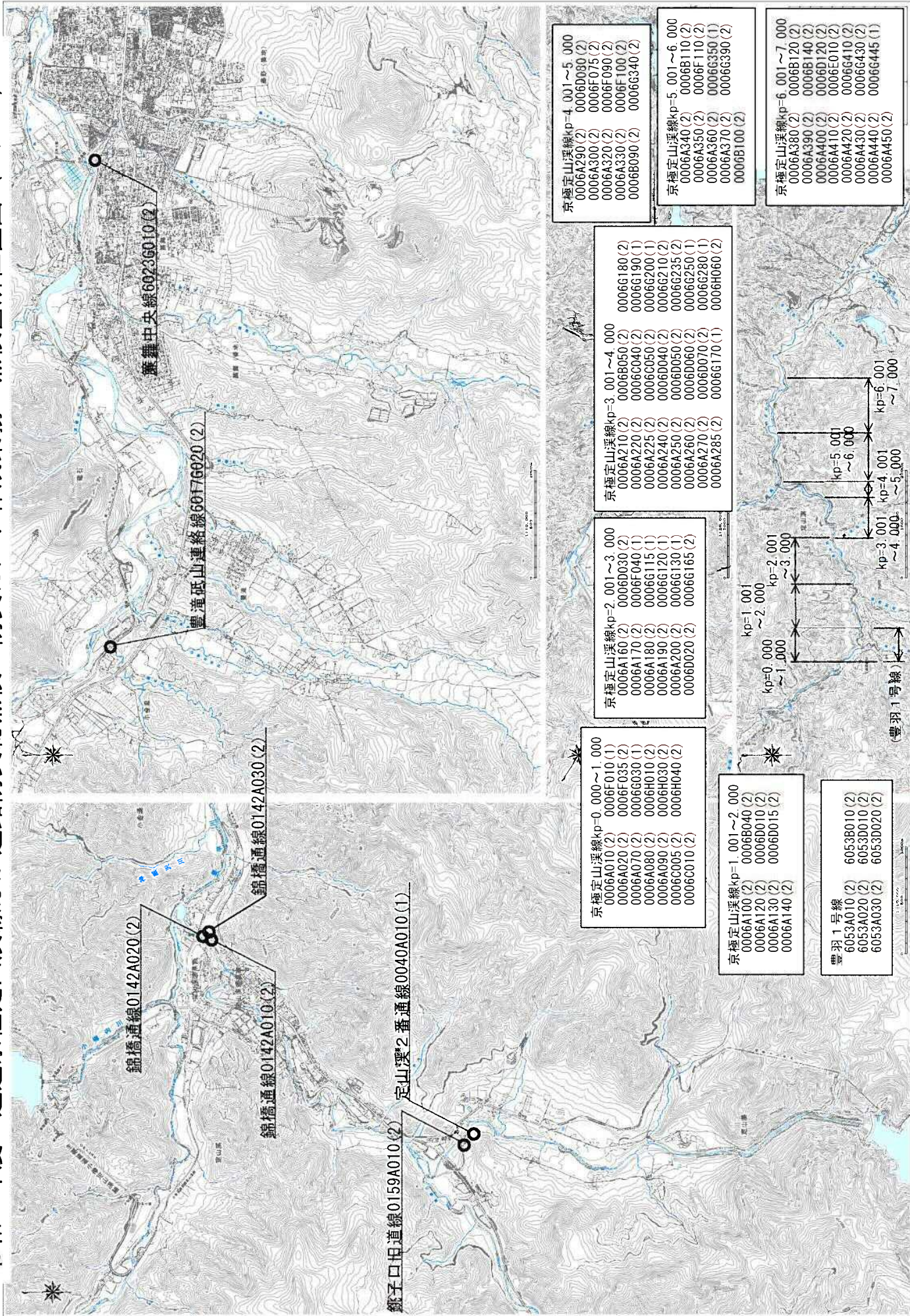
業務設計書（公示用）

業務名： 令和6年度 道道京極定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務

令和 6年 2月 単価適用

南区 土木部 維持管理課

令和6年度 道道京極定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務 点検箇所位置図 (2/2)



()	業務名	令和6年度 道道京極定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務
-----	-----	-----------------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

防災カルテによる点検 131箇所

- ①落石・崩壊 68箇所 ②岩盤崩壊 11箇所 ③地滑り 4箇所 ④雪崩 13箇所 ⑤土石流 1箇所
⑥盛土 7箇所 ⑦擁壁 22箇所 ⑧橋梁基礎の洗掘 5箇所

2. 場所

南区管内国道230号以西及び京極定山溪線

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 7年 3月14日までとする。

4. 図面

位置図

5. 仕様書

道路防災点検の手引き（豪雨・豪雪等）及び札幌市土木設計業務共通仕様書等による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特 記 仕 様 書

1. 管理技術者の資格

『管理技術者』とは、業務の履行につき技術上の管理を司る者として受託者(以下乙)が定め委託者(以下甲)に通知した者を言い、技術士法(昭和32年法律第124号)による技術部門の応用理学部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とする者に限る)、または林業部門(選択科目を林業土木とする者に限る)に合格した者、もしくは前述と同等の能力を有する者で甲が認めた者とする。

2. 点検技術者の資格

『点検技術者』とは、点検業務の実務を行う者として乙が定める者を言い、地盤工学に関する専門の知識を有し、地盤調査に関する業務及び構造物設計に関する業務の経験を大学卒業にあたっては5年以上、短大・高専卒業にあたっては8年以上、高校卒業にあたっては11年以上有する者とする。

また、**道路防災点検技術講習会を受講したものが在籍していること。**

乙は、点検技術者の氏名その他必要事項を甲に通知しなければならない。また、点検技術者の変更時も同様とする。

なお、点検技術者は複数名通知できる。

3. 設計協議

第1回打合せ、成果品納入時には主任技師が立ち会うものとする。

4. 点検時期

点検は下表により行うものとし、**異常時・降雨後・地震後の点検**は業務担当員と**協議のうえ実施**するものとする。なお、融雪後点検終了後に報告(概要版)を作成すること。

	箇所数	融雪後	降雪前	異常時	降雨後	地震時
落石・崩壊	68	○	○	△	△	△
岩盤崩壊	11	○	○	△	△	△
地すべり	4	○	○	△	△	△
雪崩	13	○		△		△
土石流	1	○	○	△	△	△
盛土	7	○		△	△	△
擁壁	22	○	○	△	△	△
橋梁基礎の洗掘	5	○		△	△	△

注1. 融雪後は5～6月

注2. 降雪前は10月初旬～12月初旬

注3. 異常時は現状変化が著しい場合(※協議のうえ実施)

注4. 降雨後は連続雨量100mm以上(※協議のうえ実施)

注5. 地震後は震度4以上(※協議のうえ実施)

注6. 橋梁基礎は目安として渇水期の7月頃。ただし、河川水量がなお多い場合は少なくなってから実施。

5. 防災カルテ成果品

納入する成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|------------------|----|
| (1)業務報告書 | 2部 |
| (2)各点検対象項目の防災カルテ | 3部 |

※ 防災カルテのうち1部は、南区土木部内に保管しているカルテ簿冊の差し替えに用いる。
なお、合わせて差し替え作業も行う。残る2部は業務報告書の一部とする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に

対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないこと
よって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を
賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略すること
とする。

令和6年度道道京極定山溪線ほか道路防災総点検・防災カルテ作成業務 点検対象箇所一覧

No.1

No	管理番号	路線名		点検箇所		延長	点検項目	ランク	備考
				起点	終点				
		路線番号	KP	KP	(m)				
1	0004A010	主 82	道道西野真駒内清田線	0.046	0.131	85	落 石 ・ 崩 壊	2	
2	0004A020		道道西野真駒内清田線	0.133	0.183	50		2	
3	0004A030		道道西野真駒内清田線	0.214	0.239	25		2	
4	0004A040		道道西野真駒内清田線	0.403	0.458	55		2	
5	0004A060		道道西野真駒内清田線	0.766	0.890	124		2	
6	0004A070		道道西野真駒内清田線	1.171	1.301	130		2	
7	0004A080		道道西野真駒内清田線	1.176	1.326	150		2	
8	0006A010	主 95	道道京極定山溪線	0.144	0.184	40		2	
9	0006A020		道道京極定山溪線	0.300	0.322	22		2	
10	0006A070		道道京極定山溪線	0.708	0.795	87		2	
11	0006A080		道道京極定山溪線	0.904	0.942	38		2	
12	0006A090		道道京極定山溪線	0.967	1.042	75		2	R1工事実施(フトン籠工)
13	0006A100		道道京極定山溪線	1.346	1.446	100		2	
14	0006A120		道道京極定山溪線	1.566	1.681	115		2	
15	0006A130		道道京極定山溪線	1.681	1.756	75		2	
16	0006A140		道道京極定山溪線	1.791	1.861	70		2	
17	0006A160		道道京極定山溪線	2.075	2.090	15		2	
18	0006A170		道道京極定山溪線	2.194	2.284	90		2	
19	0006A180		道道京極定山溪線	2.400	2.525	125		2	
20	0006A190		道道京極定山溪線	2.567	2.647	80		2	
21	0006A200		道道京極定山溪線	2.710	2.745	35		2	
22	0006A210		道道京極定山溪線	2.965	3.065	100		2	
23	0006A220		道道京極定山溪線	3.092	3.142	50		2	
24	0006A225		道道京極定山溪線	3.295	3.325	30		2	
25	0006A240		道道京極定山溪線	3.434	3.584	150		2	
26	0006A250		道道京極定山溪線	3.613	3.683	70		2	
27	0006A260		道道京極定山溪線	3.770	3.845	75		2	
28	0006A270		道道京極定山溪線	3.847	3.907	60		2	
29	0006A285		道道京極定山溪線	3.940	3.980	40		2	
30	0006A290		道道京極定山溪線	4.109	4.169	60		2	
31	0006A300		道道京極定山溪線	4.210	4.280	70		2	
32	0006A320		道道京極定山溪線	4.627	4.670	43		2	
33	0006A330		道道京極定山溪線	4.850	4.975	125		2	
34	0006A340		道道京極定山溪線	4.985	5.035	50		2	
35	0006A350		道道京極定山溪線	5.041	5.106	65		2	
36	0006A360		道道京極定山溪線	5.456	5.491	35		2	
37	0006A370		道道京極定山溪線	5.859	5.964	105		2	
38	0006A380		道道京極定山溪線	6.000	6.040	40		2	
39	0006A390		道道京極定山溪線	6.146	6.201	55		2	
40	0006A400		道道京極定山溪線	6.444	6.594	150		2	

No	管理番号	路線名		点検箇所		延長	点検項目	ランク	備考
				起点	終点				
		路線番号	KP	KP	(m)				
41	0006A410		道道京極定山溪線	6.850	6.872	22	落 石 ・ 崩 壊	2	
42	0006A420		道道京極定山溪線	6.870	6.925	55		2	
43	0006A430		道道京極定山溪線	6.953	6.978	25		2	
44	0006A440		道道京極定山溪線	6.994	7.024	30		2	
45	0006A450		道道京極定山溪線	7.029	7.069	40		2	
46	0040A010	40	定山溪2番通線	0.530	0.605	75		1	
47	0142A010	142	錦橋通線	0.120	0.188	68		2	
48	0142A020		錦橋通線	0.190	0.215	25		2	
49	0142A030		錦橋通線	0.188	0.223	35		2	
50	0159A010	159	銚子口旧道線	0.035	0.067	32		2	
51	0454A020	454	9万坪線	0.245	0.270	25		2	
52	6039A010	446	中の沢線	0.346	0.416	70		2	
53	6040A010	450	南の沢連絡線	0.133	0.198	65		2	
54	6046A010	492	硬石山線	0.780	0.880	100		2	
55	6046A020		硬石山線	0.930	1.010	80		2	
56	6046A030		硬石山線	1.060	1.310	250		2	
57	6046A040		硬石山線	1.560	1.660	100		2	
58	6046A050		硬石山線	1.400	1.510	110		2	
59	6046A060		硬石山線	1.700	1.750	50		2	
60	6046A070		硬石山線	1.560	1.610	50		2	
61	6046A080		硬石山線	1.880	1.950	70		2	
62	6046A090		硬石山線	2.065	2.140	75		2	
63	0514A010	514	川沿3丁目線	0.000	0.135	135		2	
64	6053A010	1362	豊羽1号線	0.000	0.013	13		2	
65	6053A020		豊羽1号線	0.072	0.132	60		2	
66	6053A030		豊羽1号線	0.132	0.252	120		2	
67	6037A010	442	石山線	0.000	0.060	60		2	
68	6070A010	478	かつらが丘中央線	0.210	0.375	165		1	
1	0004B010	主 82	道道西野真駒内清田線	0.403	0.458	55	岩 盤 崩 壊	2	
2	0006B040	主 95	道道京極定山溪線	1.681	1.756	75		2	
3	0006B050		道道京極定山溪線	3.092	3.142	50		2	
4	0006B090		道道京極定山溪線	4.850	4.975	125		2	
5	0006B100		道道京極定山溪線	5.041	5.106	65		2	
6	0006B110		道道京極定山溪線	5.456	5.491	35		2	
7	0006B120		道道京極定山溪線	6.444	6.594	150		2	
8	0006B140		道道京極定山溪線	6.850	6.872	22		2	
9	6039B010	446	中の沢線	0.346	0.416	70		2	
10	6040B010	450	南の沢連絡線	0.133	0.198	65		2	
11	6053B010	1362	豊羽1号線	0.000	0.013	13		2	

No	管理番号	路線名		点検箇所		延長 (m)	点検項目	ランク	備考
				起 点	終 点				
				KP	KP				
1	0006C005	主 95	道道京極定山溪線	0.807	0.887	80	地滑り	2	
2	0006C010		道道京極定山溪線	0.917	0.992	75		2	
3	0006C040		道道京極定山溪線	3.434	3.589	155		2	
4	0006C050		道道京極定山溪線	3.988	4.012	24		2	
1	0004D010	主 82	道道西野真駒内清田線	0.803	0.901	98	雪崩	2	
2	0006D010	主 95	道道京極定山溪線	1.442	1.527	85		2	
3	0006D015		道道京極定山溪線	1.681	1.756	75		2	
4	0006D020		道道京極定山溪線	2.100	2.137	37		2	
5	0006D030		道道京極定山溪線	2.645	2.710	65		2	
6	0006D040		道道京極定山溪線	3.295	3.400	105		2	
7	0006D050		道道京極定山溪線	3.610	3.687	77		2	
8	0006D060		道道京極定山溪線	3.778	3.843	65		2	
9	0006D070		道道京極定山溪線	3.920	3.980	60		2	
10	0006D080		道道京極定山溪線	4.497	4.627	130		2	
11	0006D120		道道京極定山溪線	6.817	6.853	36		2	
12	6053D010	1362	豊羽1号線	0.096	0.132	36		2	
13	6053D020		豊羽1号線	0.132	0.223	91		2	R6年度に点検終了を確認
1	0006E010	主 95	道道京極定山溪線	6.978	6.998	20	土石流	2	令和元年度新規作成
1	0006F010	主 95	道道京極定山溪線	0.628	0.655	27	盛土	1	
2	0006F035		道道京極定山溪線	0.967	0.993	26		2	
3	0006F040		道道京極定山溪線	2.070	2.076	6		1	
4	0006F075		道道京極定山溪線	4.223	4.228	5		2	令和3年度新規作成
5	0006F090		道道京極定山溪線	4.837	4.843	6		2	
6	0006F100		道道京極定山溪線	4.851	4.856	5		2	
7	0006F110		道道京極定山溪線	5.071	5.078	7		2	

No	管理番号	路線名		点検箇所		延長	点検項目	ランク	備考
				起 点	終 点				
				路線番号	KP	KP			
1	0006G030	主 95	道道京極定山溪線	0.560	0.620	60	擁壁	1	
2	0006G115		道道京極定山溪線	2.070	2.082	12		1	
3	0006G120		道道京極定山溪線	2.170	2.188	18		1	
4	0006G130		道道京極定山溪線	2.254	2.287	33		1	
5	0006G165		道道京極定山溪線	2.700	2.715	15		2	対策ランクをR2年度に1から2に変更
6	0006G170		道道京極定山溪線	2.975	3.103	128		1	
7	0006G180		道道京極定山溪線	3.281	3.319	38		2	
8	0006G190		道道京極定山溪線	3.355	3.386	31		1	R2工事:R6年度に点検終了を確認
9	0006G200		道道京極定山溪線	3.397	3.435	38		1	R2工事:R6年度に点検終了を確認
10	0006G210		道道京極定山溪線	3.590	3.690	100		2	
11	0006G235		道道京極定山溪線	3.734	3.761	27		2	
12	0006G250		道道京極定山溪線	3.844	3.901	57		1	R1工事:R6年度に点検終了を確認
13	0006G280		道道京極定山溪線	3.978	3.995	17		1	
14	0006G340		道道京極定山溪線	4.525	4.579	54		2	
15	0006G350		道道京極定山溪線	5.030	5.052	22		1	
16	0006G390		道道京極定山溪線	5.893	5.919	26		2	
17	0006G410		道道京極定山溪線	6.125	6.165	40		2	
18	0006G430		道道京極定山溪線	6.462	6.469	7		2	H31(R1)追加(再点検)
19	0006G445		道道京極定山溪線	6.838	6.880	42(22)		1	
20	0514G010	514	川沿3丁目線	0.000	0.040	40		1	令和5年度新規作成
21	6017G020	37	豊滝砥山連絡線	0.180	0.222	42		2	
22	6023G010	58	簾舞中央線	0.467	0.567	100		2	
1	0006H010	主 95	道道京極定山溪線	0.137	0.144	7	橋梁基礎の洗掘	2	雪見橋
2	0006H030		道道京極定山溪線	0.390	0.402	12		2	豊水橋
3	0006H040		道道京極定山溪線	0.459	0.467	8		2	本山橋
4	0006H060		道道京極定山溪線	3.270	3.281	11		2	湯の沢橋
5	6037H010	442	石山線	0.990	1.086	96		2	石山橋